第60回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開　　催　　日	平成30年3月20日（火）10時00分から11時40分まで
場　　所	自治会館会議棟３階　301会議室
出　席　委　員	河合委員（委員長），今井委員，岡﨑委員，鳥谷部委員，松本委員
議　　題	(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について (2) 抽出事案について ①県営基幹水利施設補修事業三川３期地区取水放流施設補修工事 【東部農林水産事務所】 ②芦田川流域下水道芦田川浄化センター管理本館耐震改修工事 【都市計画課】 ③一級河川　江の川水系　小似川　河川災害復旧工事　外（平成２９年災第９４号，第１０３号） 【北部建設事務所】 ④一般県道　吉川大多田線　道路改良工事（その２） 【西部建設事務所東広島支所】
審議対象期間	平成29年10月1日から平成29年12月31日
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担　当　部　署	広島県土木建築局建設産業課　入札制度グループ ＴＥＬ　082－513－3821（ダイヤルイン）

別紙

報告内容	
議題　(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について	
○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。 入札方式：件数 一般競争入札：３０６件 指名競争入札：１６４件 随意契約：２１件 合計：４９１件 ○低入札価格調査を行った件数は３１件 ○指名除外，入札契約過程に係る苦情申立て，入札談合情報，入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。	
意見・質問	回答
○同じ日の一般競争入札２件で，応札者１者で同じ業者が落札者となっているが，どうしてこのような状況が生じるのか。	○工事対象地区は多くの災害工事があったことから，業者に所属している技術者の余力が少なくなり，結果的に応札者が少なくなったと推察している。
○同じ日の指名競争入札３件で，複数の業者(５から 10 者)を指名したのにもかかわらず応札者は２者で，また，同じ業者が落札者となっているが，どうしてこのような状況が生じるのか。	○この３件は，機械設備の取替工事や補修工事であり，機械設備を当初設置した業者が落札者となった。機械設備を当初設置した業者は，設備を十分に把握しているため，安い価格で入札できたのではないかと思う。
○低価格調査で，応札者６者のうち３者が見積書の不備等の理由により，失格となっているが，なにか事情があるのか。	○３者とも見積書の記入漏れなどの理由で失格となった。同じ個所を誤っていたわけでもなく，結果的に３者が失格となった。
○見積書を紙で求めていた頃は発注者が修正を求めることができたが，見積書を電子で提出するようになったため受理した時点で確定するという理解でよいか。	○見積書を紙で求めていた頃から修正は認めていなかった。 【農林整備管理課長／技術管理担当監／水道整備担当監／建設産業課長】

審議内容	
議題　(2) 抽出事案について	
抽出事案１　県営基幹水利施設補修事業三川３期地区取水放流施設補修工事	
意見・質問	回答
○工事内訳書の記載ミスで１者が失格となっているが，どのようなミスだったのか。	○工事費の内訳書の一部記載が取扱要領に準じていなかった。
○記載ミスがなければ入札結果が変わるのか。	○そうである。
○失格となった業者は，落札者と比較して技術者が少ない。記載ミスをした原因は，技術者の問題か，それとも電子入札やパソコンを扱う能力の問題か。	○今回の原因は不明。他の入札における失格者への聴き取りでは，業者内のチェック体制に不備があったことや，パソコンを扱う能力の問題もあった。
○どのような記載ミスであったのか。	○工事費内訳書の転記誤りである。
○入札額が調査基準価格と一致した場合には低入札価格調査の対象になるのか。	○対象とならない。下回った場合のみ対象となる。
○入札参加資格者が97者あって，２者しか応札がないというのは少ないように思う。理由はなぜか。	○この工事設計書の一部に標準的な歩掛がないものがあるため，その部分について５者を選定して見積りを依頼した。５者のうち２者が辞退し，３者から見積りの提出があった。県の取扱いでは，平均値の直下の歩掛を採用するので，３者のうち一番低い見積りの歩掛を採用した。このため，採用した歩掛は低く，また，工事価格の約半額を占める歩掛であるため，コスト的に応札者からするとメリットが少なかったということが理由だと思う。
○見積りを依頼した５者の選定方法は。	○広島県内の業者で自社工場を所有し，鋼構造物工事の実績のある業者の中から総合数値の高い５者を選定した。 【東部農林水産事務所次長】

議題　(2) 抽出事案について	
抽出事案２　芦田川流域下水道芦田川浄化センター管理本館耐震改修工事	
意見・質問	回答
○入札参加資格者が４６者あって，１者しか応札がないというのは少ないように思う。理由はなぜか。	○　建築工事は民間の工事が主体であり，民間工事を主に行う業者が入札に参加しなかった者の大多数を占めているという実態がある。また，公共工事は，１級建築士や１級建築施工管理技士を専任で求めており，好調な民間工事との比較の中で，回避した業者が多かったのではないかと推測している。
○この対策として，格付けをＡだけではなくてＢまでに広げるなど方法はないのか。	○単純に格付けを下げても応札者は増えないと思う。また，県としては品質の良いものを求めたいという思いもある。今後，１，２年は，応札者が少ないという状況が続くと思う。
○応札者がいない場合の手続きは。	○まず，原因を追究するために，今の時期は技術者がいないのか，又は価格的な課題があるのか，などの理由を入札参加資格者に伺う。原因が判明したら，発注時期であるとか，価格や仕様を精査して再度入札をかける。また，入札に参加するための図面購入が少なかった場合は，ヒアリングをし，再公告といった対策をしている。
○予定価格は，いつ時点の市場価格を盛り込んでいるのか。	○コンクリート，鉄筋，鉄骨などの主要な資材については，入札日前月の単価を適用している。そのほかは，四半期ごとの単価を適用している。
○今回の案件に関して，塗装費や外壁改修が設計額と業者の見積額に大きな差がある理由は。	○設計額は，工事をするために平米当たりどの程度の人役が必要かということで積算している。業者の見積額は，塗装業，外壁改修業者がこの地域で集められるのかというところで単価が大きく変わるので，この地域に塗装業，外壁改修業者がいなければ，単価が高くなる。設計額と業者の見積額はそこで差が生じたと推測している。 【営繕課長／技術管理担当監／建設産業課長】

議題　(2) 抽出事案について	
抽出事案３　一級河川　江の川水系　小似川　河川災害復旧工事　外（平成２９年災第９４号，第１０３号）	
意見・質問	回答
○12者の指名で10者が辞退されている。辞退の理由はどういうものが考えられるか。	○今年度は，多数の河川工事発注があり，技術者，作業員等の手配が困難だということが考えられる。また，河川工事は，河川汚濁防止という厳しい条件が付き，敬遠する業者が多い。
○これは２者で，価格で競争をして，それで落札者が決まったという理解でよいのか。	○そうである。
○総合数値が高いけれども，指名をされなかった業者は距離が遠いからということか。	○そうである。まずは，現地の地区の業者を選定し，その後，近隣地区の業者を優先し選定した。
○指名審査検討資料の主観数値というのは，どういう数値なのか。	○県において，工事成績やいろいろな県の施策への貢献などの数値を取りまとめたものである。 【北部建設事務所長／建設産業課長】

議題　(2) 抽出事案について	
抽出事案４　一般県道　吉川大多田線　道路改良工事（その２）	
意見・質問	回答
○随意契約理由は，契約の性質なのか，目的が競争入札に適さないのか，どっちになるのか。	○目的が競争入札に適さない。
○維持更新等のときもこの業者に発注せざるを得ないのか。	○国が管理し，費用負担はこれから調整になるが，維持管理をするのはこの業者となる。
○今後，標識が必要になったときにはこの随意契約でやるしかないということになるのか。	○標識を１機追加する場合は，随意契約となる。システムが老朽化して全てを更新する場合は，競争入札になる。
○設計金額は参考見積によるものか。	○そうである。
○予定価格の合理性・客観性は，どのように考えているのか。	○国道事務所が整備したときの事業費等を確認し，妥当だと判断している。
○受注者しかできないシステムだから，受注者が出した数字をある程度尊重するということになるのか。	○尊重するしかない。
○今回のシステム改修は，他の業者ではできないということか。	○そうである。別のシステムを構築するのであれば，他の業者でもできるけれども，現在使用しているシステムに標識１機追加するといったようなシステム改修の場合は他の業者ではできない。 【西部建設事務所東広島支所長】